

第二次環境基本計画見直しにかかる
中央環境審議会総合政策部会と各種団体との意見交換会
議事要旨
(主に環境と経済活動関連)

(団体)	(頁)
第10回	
・生活協同組合コープこうべ	2
・日本公認会計士協会	4
・社団法人 日本損害保険協会	7
・サステナビリティ・コミュニケーション・ネットワーク	10
・グリーン購入ネットワーク	14

第10回 中央環境審議会総合政策部会と各種団体との意見交換会 議事要旨

日時 平成17年9月22日(木) 14:00~16:30

場所 経済産業省別館10階1038号会議室

発表団体

生活協同組合コープこうべ	寺下晃司 環境推進室係長
日本公認会計士協会	佐伯剛 常務理事
社団法人 日本損害保険協会	西浦英次 専務理事
サステナビリティ・コミュニケーション・ネットワーク(NSC)	岡本享二 CSR 部会長
グリーン購入ネットワーク(GPN)	佐藤博之 事務局長

出席者

【委員】

山本委員(司会)、和気委員、青木委員、石坂委員、河野委員、善養寺委員、
田中委員、松原委員、渡辺委員

【その他有識者(重点分野別検討メンバー)】

後藤氏

【環境省】

大臣官房 桜井審議官

総合環境政策局環境経済課 鎌形課長

総合環境政策局環境計画課 佐野課長、苦瀬計画官

1. 団体発表概要

(1) 環境基本計画見直しに関する意見

- ・ 消費者のライフスタイルを環境配慮型のものに変えることで、ビジネスを変えていくことは必要である。しかし、一方で消費者が意識しなくても商品が環境配慮的なものになることも大切である。それを誘導するための支援、例えば農林水産省がされているバイオ・プラスチックの導入に対する補助金のように、事業者が先進的な取り組みをしやすいような枠組みを作っていただきたい。
- ・ リサイクルの取り組みを行うにあたり、既存の法体系が障壁となることがある。それらの見直しも含め、規制と自主的な取り組みのメリハリをつけていただきたい。
- ・ 地方公共団体が、環境活動の方向性を示し、事業者がそれを行う、というだけではなく、各事業者の自主的な活動を地方公共団体がつないでいく、という役割を期待している。
- ・ 大企業だけが環境対策や環境活動を行うのではなく、多くの事業者が参加できる政策を考えて欲しい。

(2) 取組の状況と課題等

- ・ 生協では共同購入があるが、最近では組合員の地域のつながりが希薄になっており、隣近所でグループができず、グループへの配慮から個別配達に変わってきている。そのため配達の距離が増えたり、包装が増えたりしている。また、夜型のライフスタイルのために、店舗の営業時間の延長をしている。消費者の環境への関心が高まっているものの、消費者のライフスタイルの変化に伴い、生協の現場では環境への影響が増えている面がある。
- ・ コープこうべは、これまで石けんや再生紙のトイレットペーパーなどの環境配慮商品を開発し、普及する取組を行ってきた。その際、生協のコアの組合員が商品について学習し、他の組合員に学習会や口コミなどを通じて普及してきた。また、レジ袋を有料にし「マイバッグ運動」を推進しているが、他店では無料配布のため、納得されない組合員からの苦情などもある。法令などによるサポートがあると活動もスムーズになると思う。
- ・ 環境配慮に関心がある組合員が2割、やや関心があるのが7割というデータがある。この7割の組合員が商品を購入する時は価格を優先する傾向にある。食料品や日用品の場合、環境配慮と組合員への直接的なメリットが分かりにくく、この7割層への働きかけが難しい。

2. 意見交換概要

- ・ 国、地方自治体に対して期待している「つなぐ役割」とは、具体的にはどういった活動を指すのか。(青木委員)

行政団体、民間団体において、環境に配慮したさまざまな活動が行われているが、テーマとしては同じようなものが多く競合しており、一般の参加者はそれほど多くない。行政自身が具体的な取り組みを行うのではなく、民間や NPO の活動の連携をとるような役割を担って欲しい。(寺下氏)
- ・ 「環境に配慮した製品の開発・普及」を「環境の価値が評価される」として考えているような印象を受けた。そこで、環境に配慮した商品が組合員により多く供給されるために地方自治体に期待することとして意見を述べられた、という理解でよいか。(河野委員)

特に流通業に関しては「環境に配慮した商品を普及させる」という方針で消費者にアピールしていくつもりである。(寺下氏)
- ・ 「組合員に対する環境情報の発信」の媒体について、どのような組み合わせで発信しているのか、また最も効果的なものはなにか。(和気委員)

機関紙や新聞広告、HP などでの情報発信を行っている。他にも店内での POP 等による PR や、組合員同士の口コミなどによる普及活動も行っており、特に口コミは効果の面で大きいと感じている。(寺下氏)
- ・ 「事業者が先進的な取り組みをしやすいような枠組み」というのは、具体的にはどのようなものなのか。(山本委員)

コープでは現在「店舗で発生する加工くずを回収し堆肥にする取り組み」を進めているところである。その中で、活動を開始した 98 年の法体系では「加工くずは廃棄物」として見なされ、廃棄物処理法の下でしか対応ができなかった。環境に良い活動への取り組みに対して、既存の法体系が障壁とならないような仕組みを考えていただきたい。(寺下氏)
- ・ リターナブルボトルなどを生協で行おうとすると、事業者負担が少なく、回収費用は自治体が負担しているが、何か問題点はあるか。(後藤委員)

容器包装リサイクル法が施行された当時、リターナブルボトルやペットボトルなどの回収を、流通事業者が自ら行うよりも自治体に委託した方が安く済むので、店頭等での回収活動がなくなってしまうのではないかという議論があった。実際はそうはならなかったものの、事業者の自主的な活動に高いコストが伴うという点が問題であると思う。また、メーカーと流通の間で連携を取ろうとしても、メーカーは容器包装リサイクル法での義務は果たしているという認識のため、協力体制が築けないでいる。(寺下氏)

1. 団体発表概要

(1) 環境基本計画見直しに関する意見

- ・ 環境基本計画と日本公認会計士協会の意見は基本的に一致しており、支持できる。
- ・ 例えばアスベスト・PCB・土壌汚染などに関しては、信頼しうる情報をステークホルダー（利害関係者）に提供することと、どのようにコミュニケーションを取るのかが重要である。広範囲での関係者を巻き込んで、環境、経済、社会からの切り口での議論が必要である。
- ・ 指標に関しては、定性的な情報だけでは判断できない部分を客観的な指標として開示していくこと、その指標の信頼性を確保していくことが重要である。たとえば二酸化炭素排出量であれば、営業報告書や有価証券報告書で開示され、市場でのチェックや、コーポレート・ガバナンスでのチェックが可能となり、コミュニケーションが図られる。
- ・ まとめ～情報が発信されていないアジア（中国、韓国、インド等）諸国に対して、特に環境問題に関して多くの経験を持つ我が国が、開示内容や保証の方法を指導していくことを広めていきたいと考えている。

(2) 取組の状況と課題等

- ・ 平成6年から、環境報告書を取りまとめている。また、近年、CSRへの関心が高まっており、企業が自社の活動に係る責任ある対応をいかに行い、その成果をどのように情報開示するかが問われており、CSRに関する企業の行動や情報開示について、今後、公認会計士の役割が実務面で重要性を増すものと考えられる。このような背景の下、サステナビリティに基づき、コンプライアンス、リスクマネジメント、コーポレート・ガバナンス等のCSRの一般的な範囲と、非財務情報に関する保証業務の在り方・内部統制の監査制度化の影響等を検討テーマとして、CSRの概念を整理し、「CSRマネジメント及び情報開示並びに保証業務の基本的考え方について」を取りまとめている。社会全体や個別企業の方向性としても、環境報告書からCSR報告書へと移行しつつあり、環境問題だけでなく、社会問題・経済問題についての活動報告が増加しつつある。
- ・ CSR活動においては、情報の発信者と、受信者の間の「情報の透明性」が確保されることが重要であり、アカウントビリティ（説明責任）を果たした内容でなければならない。また、経済産業省が進めている「知的資産経営の家事ガイドライン（案）」などで示されている知的資産の開示等に関する方向性も、CSRの概念と一致しており、経済産業省に対

しても積極的な呼びかけを行っている。

2. 意見交換概要

- ・ 監査法人自体の CSR についてどのように対応するのか。(山本委員)
二重責任という考え方では、会計情報の経営者が不正な決算をしないか監査することと企業の内部統制を働かせることが重要で、現在後者について議論がなされている。エンロン事件をきっかけにアメリカでは企業の経営者、アナリスト、など制度全体に関する議論がされた。日本でも現在、内部統制によるチェック機能を通じて監査をさせる、という動きがある。責任を回避するのではないが、コーポレート・ガバナンスは一会計士の問題ではないことを理解してもらいたい。協会としても、内部での透明性を確保することによって法人としての CSR を高める努力も行っている。(佐伯氏)
- ・ 指標公表の制度化に関する提案は興味深い。環境会計情報またそれを掲載している環境報告書や CSR 報告書、アシュアランス・サービスなどの自主的取組に関してはどのような将来展望があるか。(河野委員)
財務省監査以外の保証業務については、合理的保証(積極的に正しいという保証)と限定された消極的な保証(ランクの低い保証)があり、また保証以外でアグリー・アポン(限定された手続きの中で発見された結論だけについての意見表明)、コンプレッション(様式がそろっていることだけをチェックしたもの)など、広範囲に渡っている。これは、金融庁の企業会計審議会の意見であり、これを受けて当協会でも保証業務に関する指針を出す予定である。(佐伯氏)
- ・ 特にアメリカの法的リスクを考えると、CSR の保証は不可能ではないか。(後藤氏)
環境保証についてもガイドラインをまとめ、保証業務を見直している。たとえば工場で発生した事故については、会計上は偶発債務を原価計算(単価×数量)等の手法を用いて潜在リスクを見積もる。工場ごとの設備の程度と患者発生率によって、設備ごとのリスクを推定できる。このように、企業が継続的に記録した具体的・客観的数字や、財務データにつながるような基礎資料さえあれば推定、さらに保証は十分に可能である、と考えている。(佐伯氏)
- ・ 具体的に指標として何を測っているのか。(松原委員)
- ・ CSR に関する現在の仕組みについて、今後さらに活動を広げていく上で何か求めることはあるか。(河野委員)
制度に組み込む時に、たとえば有価証券報告書や営業報告書の中に、自動車メーカーにおけるリコール件数や、ステークホルダーが必要とする定量情報を開示の範囲に指標を含めることで情報開示のレベル

を高めたい。(佐伯氏)

発表者：社団法人 日本損害保険協会 西浦英次 専務理事

1. 団体発表概要

(1) 環境基本計画見直しに関する意見

基本計画は、評価しており、特段の意見・要望等はない。

(2) 取組の状況と課題等

- ・ 損害保険会社では、風水害等に対する保険金の支払を行っているが、近年、支払金額が増加している。世界的にみても、自然災害による経済的損失と保険補填額は、ともに増加傾向にある。これは、今まで補償していなかった部分に関しても保健の担保範囲を拡大して支払うようになったことや、沿岸部の人口が増えてきていることにもよるが、温暖化等の異常気象の影響が強く考えられる。台風等の風水害に対する補償は、短期的には損保で補填されることになるが、再保険料率等の高騰により中・長期的には社会的コストとして反映される。

[損保会社の取り組み]

補償機能

- ・ 火災保険等による補償を行う。高額の支払いに備えて日本の損保会社の総計で現在、約 2 兆 5,000 億円の異常危険準備金を積み立てている。

環境対応商品の販売

- ・ 自動車保険エコカー（環境対応車・低公害車）割引
- ・ 土壌汚染保険・環境汚染賠償責任保険
- ・ 天候デリバティブの開発・改良 など

自然災害リスクコンサルティング

- ・ 風水害リスク診断サービス など

投融資の活用

- ・ SRI
- ・ カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト
 - 世界の機関投資家（143 社、運用資産総額 20 兆ドル）の温暖化対策に関する情報開示要請を受けて、世界の株式時価総額上位 500 社が情報開示を実施。

[損保協会の取り組み]

損保業界の環境保全に関する行動計画

- ・ 1996 年 11 月策定、2000 年 12 月改定

理事会

- ・ 各社社長を対象に環境講演会を開催
- ・ 有識者招聘 ほぼ毎年過去 10 回開催
- ・ トップの意識改革を図る

環境部会（社会公共委員会）

- ・ 業界全体でノウハウ共有
- ・ 環境講座の開催
- ・ 環境施設見学
- ・ 取り組みアンケートの実施、フィードバック など

リサイクル部品活用キャンペーン、部品補修キャンペーン

エコ安全ドライブ

洪水ハザードマップ

- ・ 洪水ハザードマップとは、洪水時の避難方法を地域住民に分かりやすく示したマップであり、全国の自治体に情報提供を行い、作成の促進と有効な活用を働きかけている。
- ・ 約 1800 の市町村が策定を義務付けられているが、約 150 市町村しか作成していなかった。協会で CD-ROM を無料配布するなどの後押しにより、現在 400 弱の市町村が作成。

ぼうさい探検隊

- ・ 小学生を対象に、グループごとに自分たちが住んでいるまちを探検してもらい、「どんな場所が危ないか」、「消火器や防火水槽などがどんな場所に設置されているか」などを実際に見て回り、その探検の結果を防災マップにまとめて振り返る、という実践的防災教育プログラム。

ISO 14001 の認証取得

CSR 報告書の発行

2. 意見交換概要

- ・ 資料 3 p について、家計地震保険のように風水災リスクについて国営再保険制度を作る必要性についてどのように考えているのか。（後藤氏）
地震保険の国営再保険制度は一定額を超えると保険金の支払いを国が負担する仕組みで、海外の再保険会社が引き受けないこともあり作られている制度だが、台風などの災害では再保険と異常危険準備金の備えがあるので今のところ必要性は感じられない。（西浦氏）
- ・ SRI について、日本では機関投資家の参加が少ないとあるが、機関投資家や経済界などに対しての働きかけは行っているのか。（河野委員）
損保業界はきわめて早くから環境問題に関して警鐘を鳴らし、自ら取り組みを進めてきたと自負している。それでも機関投資家たとえば年金基金は、受諾者責任があるので SRI に何%投資せよという制約はかけにくい等、難しい面もある。海外では、アパルトヘイト、チェルノブイリ等を契機に企業を選別して投資するという長い歴史と文化があり、機関投資家の参加も進んでいるが、日本ではまだ歴史が浅い。しかし、今後徐々に理解が進んでいくと考えている。（西浦氏）

- ・ 自然災害増加の結果、保険料は今後上がっていくのか。(和気委員)
火災に関しては消防力の向上等もあり近年損害が減少しているため、水害や台風などにまで保険の担保範囲を広げてきた。しかし、予想以上にその損害額が大きかったため、今後保険料が右肩上がりになる可能性は高いと思う。(西浦氏)
- ・ 台風の破壊力は30年で倍になったと言われる。保険料は確実に上がるのではないかと。また、支払いが1兆円、2兆円になると、破綻する損保会社も出るのではないかと。(山本委員)
30年後の保険金、保険料等がいくらになるかは予想できない。今年度から異常危険準備金の制度を拡充し、高額な支払いに備えて積増しを図っている。(西浦氏)

発表者：サステナビリティ・コミュニケーション・ネットワーク（NSC）

岡本享二 CSR 部会長

川村雅彦 環境部会長

1. 団体発表概要

（1）環境基本計画見直しに関する意見

・ 中間とりまとめ全体について

戦略目標の明確化及び主体の明確化

- ・ 日本の環境政策が向かうべきビジョン（戦略目標）を明確に示すことが必要である。
- ・ 環境基本計画の目標年次が不明確である。
- ・ 個別分野 6 項目、横断的分野 4 項目について、行政、企業、国民、NPO などがどのように関わるのか、具体的な役割を明確にする。
- ・ 戦略目標に向けた P D C A サイクルを機能させるために、エネルギー自給率、食料自給率など目標指標の定量化が必要である。

環境教育の位置付け

- ・ 環境教育を学問の一分野と考えるのではなく、経済学、法学など全ての学問の根底に環境保全の概念が含まれているという認識、教育方針が必要である。
- ・ 小学校での環境教育が盛んになってきているが、地域のリーダーが中心となりボトムアップの環境活動が行われることが望ましい。

コミュニケーション・情報開示

- ・ 「環境配慮促進法」が施行されたが、行政機関や企業の情報開示がいまだ十分であるとはいえない。更なる情報開示の推進施策が必要である。
- ・ 自治体、企業等が発行する環境報告書が有効活用されていない、この問題を解決するために、企業や行政の橋渡しとなる NPO（民間機関）が担う役割は大きい。
- ・ NPO の育成、活用も含め、健全なコミュニケーションの前提となる開示情報の信頼性確保が重要な意味を持つ。

・ 環境と経済の両立について

税的優遇、環境税など環境保全を促進する税制改革

- ・ 例えばトレーサビリティが明確な製品や環境配慮製品を税制面で優遇する制度は、企業の環境配慮努力を促進するインセンティブになり得る。
- ・ 環境配慮に優れたものは税的優遇を与え、環境負荷が高いものには課税するような仕組みを構築することが環境と経済の両立を考える上で有効である。

環境負荷をトータルで評価する手法

- ・ 製品などのある一面から判断するのではなく、ライフサイクル全体で環境影響や経済性を評価する手法や情報提供が必要である。
- ・ 製品単独の環境対応（環境配慮製品）から、社会システムとしての環境配慮へ広げるアイデアが必要である。
- ・ バウンダリー（集計範囲）を明確にした「環境経営指標」の導入が必要である。

環境保全に向けて

分野の整理

- ・ 個別分野の 6 項目に「生物多様性の保全の問題」を挙げているが、これは全ての環境保全活動の基礎であり、もっと上位に位置づけるべきである。

広告など情報発信について

- ・ 消費者に向けた広告などの情報発信でも、環境配慮を志向する様な工夫・規制が必要である。

(2) 取組の状況と課題等

- ・ 環境報告や、さまざまなサステナビリティコミュニケーションに関する研究、情報発信を行っている。
- ・ CSR 部会、消費者部会、環境部会の 3 部会を中心に各種テーマによる「研究活動」の実施、事例紹介や最新情報を提供する「定例会」の開催、シンポジウムの開催、ニュースレターの発行などを行っている。

CSR 部会

- ・ CSR をテーマに、これからの日本社会の枠組み（人権、労働、環境、製品責任）をさぐる研究活動を進める。具体的には「企業と社会のビジョンを構想し、CSR を考える」、「企業活動と生態系・生物多様性」、「日本的な CSR と欧米との違い。アジアの価値観を活かした CSR とは」といったテーマに関する調査研究を行っている。

環境部会

- ・ 環境経営や環境報告に関する未解決の課題に焦点をあてた研究活動を実施する。具体的には環境経営指標や環境効率指標の研究、環境経営のバウンダリー問題に関する調査研究等を行う。
- ・ 環境報告書を未発行の中堅・中小企業等を対象とした環境報告書作成講座の開催も予定している。

消費者部会

- ・ これからの消費者と企業の環境・社会コミュニケーションのあり方を探るため、生保、医者意識を変える環境社会コミュニケーションをテーマに調査研究活動を実施する。具体的には消費者（生活者）との環境社

会コミュニケーションの有力なツールとなるメディアの役割やあり方、エコライフ促進のための環境コミュニケーションのあり方の調査研究などが挙げられる。

2. 意見交換概要

- ・ (提出資料の中の)「集計範囲を明確にした「環境経営指標」の導入が必要」という記述について、具体的に説明してもらいたい。(渡辺委員)
製品を作るにあたっては、上流工程に環境負荷の問題が関わっていき、さらに関連として下流にも影響がでてくる。この捉え方が一つの軸である。もう一つの軸として、これまでの日本企業は企業単独の範囲での集計、報告を行っていたが、連結やグループという経営範囲で、環境負荷をとらえる必要がある。(川村氏)
- ・ (提出資料に)「行政機関や企業の情報開示がまだまだ十分であるとはいえない。更なる情報開示の推進施策が必要である」という記述があるが、具体的にはどのような施策が考えられるか。(山本委員)
上場企業であれば環境報告書の作成・公表を義務付ける、などが考えられると思う。また、せっかく公表した環境報告書やCSR報告書も、一般の人にはほとんど読まれていない、という現実がある。一般の人に対してもわかりやすい報告書にするために、NGO・NPOが企業と一般の人の橋渡しの役割を担い、報告書を紹介・サポートしていきたい。(岡本氏)
- ・ 資料の にあるNPOの役割について、具体的に説明してもらいたい。(田中委員)
たとえば大手町で企業人も参加するような活動が行われている。このようなNGO・NPOと協業した活動を、企業が環境報告書に掲載し、さらにNGO・NPOはその報告書を利用してまた別の企業に対して活動の呼びかけを行う。こうして環境活動に広がりが出ていくと考えている。(岡本氏)
環境報告書をNPOなりの視点で評価・解釈し、一般向けに広く知らせることができると思う。普段読む機会はないが興味はある人という人に対して、CSR報告書を読む会などを開いている企業もある。(川村氏)
- ・ 資料 の地域のリーダーが中心となったボトムアップの活動について、具体的に説明してほしい。(田中委員)
現在、学校がリーダーに要請する内容は温暖化など同じ内容のものばかりだが、リーダーは地域の生物相を扱いたい、などの問題がある。基本方針だけ環境省で示し、もっと自由度をつくって地域に合わせた環境教育に力を入れることが重要である。(岡本氏)

- ・ 生態系のリーダーは多いが、温暖化、環境工学、ライフスタイルに関する人材が少ないのではないか。そういう人材が必要なのではないか。(善養寺委員)

確かにおっしゃる通りだと思う。最近では、企業の方が学校に呼ばれて実際の温暖化対策やCO2削減について講演する、という事例が出てきている。(岡本氏)

- ・ 生物多様性を一番に位置付ける、という提案の論理的背景は何か。(山本委員)

現在生物多様性チームを作って研究を行っているが、その中で企業に生物多様性を重視させることの困難が指摘されている。その理由は、生物多様性や自然という資源を使うことに対してのコスト意識がなく、それが一般的な常識となってしまうこと、また生物多様性の程度を試算するのが困難であり、見向きもされないこと、がある。また生物多様性保全として企業が行っている活動に関するアンケートを行い1~5の段階に分類したところ、1~1.5(低レベル)のものがほとんどで、行わないほうが良いような活動もあった。(岡本氏)
地球温暖化と生物多様性は環境保全における基本的な二軸としてとらえるべきである。(川村氏)

1. 団体発表概要

（1）環境基本計画見直しに関する意見

「環境と経済の好循環」に向けて

- ・ 消費者、行政機関、事業者などあらゆる経済主体が「グリーン購入」を実践することが必要不可欠。
- ・ 行政機関の購買力は市場の2割を占める。これを強力なテコに行政が「市場において環境の価値が積極的に評価される」ことを推進すべき。
- ・ 製品・サービスや事業者の評価基準や情報提供について、国だけでなく、機動性や先進性を発揮しやすい民間のガイドラインや基準、環境ラベルの活用を促進・支援すべきである。
- ・ 製造事業者 販売事業者 購入者のそれぞれにインセンティブ（経済性、利便性、社会的名誉など）が働くような仕組が重要。
- ・ 環境への取り組みや商品の情報公開は、比較可能性が高ければ環境配慮における競争の大きなモチベーションになる。
- ・ 国民への普及啓発活動は、全国的キャンペーンだけでなく、地域に根ざした「身近な」、「顔の見える」取り組みも重要。

環境保全の人づくり・地域づくりの推進

- ・ 小中高校での環境教育を各省が連携して強力に推進してもらいたい。
- ・ 特に、各学科、消費者教育、職業教育と環境教育を結びつけ、「持続可能な生産と消費」教育を推進し、責任ある行動ができる人材を育成して欲しい。
- ・ 環境教育を担う人材として、教職員の研修の仕組みづくりが必要である。それには、NPOや企業での実地研修も効果的であると考えます。
- ・ 企業の人材の教育現場で積極活用すべきである。企業側も社会貢献、社内人材育成、モラル向上につながる。地域で産官民学の学びあいコミュニティを形成していく必要がある。

国際的枠組みやルール形成への貢献

- ・ 日本は政府も民間もグリーン購入・調達トップランナーである。国境を越えたサプライチェーンを通じてグリーン購入・調達を徹底・促進し、東アジアやアジア各国の産業活動のグリーン化に貢献すべきである。
- ・ 日本主導で設立された国際グリーン購入ネットワークを活用・支援し、世界的な情報共有、アジア各国での普及啓発、国際的に調査した指針やルール形成に貢献すべきである。

(2) 取組の状況と課題等

- ・ グリーン購入を推進する NPO として環境庁等の呼びかけにより設立。グリーン購入ガイドラインの策定や、各種製品・サービスのデータベース構築、普及啓発、表彰制度の制定、調査研究などを行っている。
- ・ 環境を経済に組み込むためには、まず何より普及が重要であると考え、グリーン購入大賞やニュースレターの発行、フォーラム・セミナーなどの開催を行っている。
- ・ 製品・サービスの DB を作成し、ホームページ上で掲載することにより、消費者の市場把握による適切な購入基準の設定を可能としている。
- ・ 国際グリーン購入ネットワークを設立し、「世界的なグリーン購入の普及」、「グリーン購入の情報やノウハウの国際的な共有化」、「グリーン購入の取り組みのグローバルな視点で調和」を目指している。

2. 意見交換概要

- ・ 行政の購買力を 2 割としているが、多すぎるのではないか。公的医療保険なども含んでいるのか。(渡辺委員)
国内総支出における行政支出を根拠としているため、公共投資などを全て含んだざっくりとした値となっている。(佐藤氏)
- ・ 国際的な取り組みの中で、CSR 調達は視野に入れているのか。入れているとしたら課題は何か。(後藤氏)
サステナブル・ディベロップメントというキーワードが重要となってきたおり、CSR 調達の要素も将来的には視野に入れている。まず、グリーン商品の分野から基礎を作りその上で含めていくことになるかもしれない。(佐藤氏)
- ・ 流通小売、拡大量販店、ネット販売などには浸透していないのではないか。それについて対策はあるのか。(山本委員)
一般の消費の中で中心となるのは食料品などの日用品の購入であるが、この部分が確かに弱く、供給例も少ないので、普及・認知が重要であると考え、力を入れていきたい。(佐藤氏)
- ・ (提出資料に)「企業の人材を積極的に活用し産官民学の学びあいコミュニティを形成すべき」とあるが具体的にどのようなものを考えているのか。(田中委員)
エコ・コミュニティに関しては、西宮市の事例を想定している。地域内の自営業・地域に事業所や本社を持つ企業が、地域活動の中や学校等に対して、協力してプログラムを作成し活用する、ということが、地域づくりという意味においても重要であると考えている。(佐藤氏)
- ・ 建設資材の研究は不十分ではないか。どういう材料なら可能か。取り組む予定はあるのか。(渡辺委員)

取り組むべきという意見はあるが難しい。しかし、衣・食・住に関して、特に「住」に関しては力を入れていく必要があると考えており、中でも集合住宅について取り組むべきではないかという議論を行っている。(佐藤氏)

- ・ 機動性を発揮しやすい民間のガイドラインについて具体的に説明してもらいたい。(河野委員)

多様な環境情報の提供だけでなく、その活用等に関して、既に取り組みを行っている先進的な企業などの事例を学び、省庁などで一律ではなく、多様性をもったガイドラインを作成することが重要であると考えている。(佐藤氏)